

＼若手の採用・定着をサポート！／

直方市企業型奨学金返還支援事業補助金



1/2
補助

年間最大
15万円

最長
36ヶ月

負担額の「1/2」を補助

企業が従業員のために支出した奨学金支援額の半分以上を直方市が補助します。

年間最大「15万円」

1事業者あたり年間15万円を上限に補助。月額換算で最大12,500円の支援が可能です。

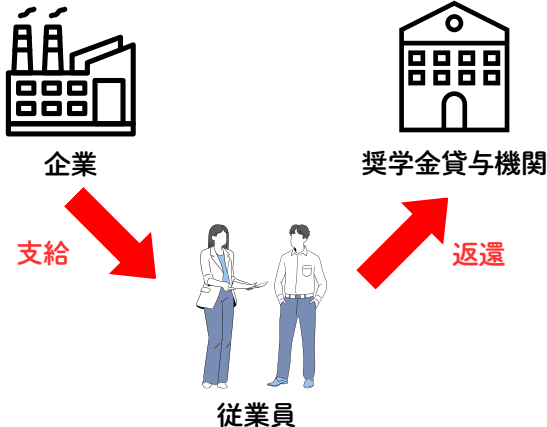
最長「36ヶ月」の支援

初回申請月から継続して、最長36ヶ月、支援を受けることができます。

選べる2つの支援方法

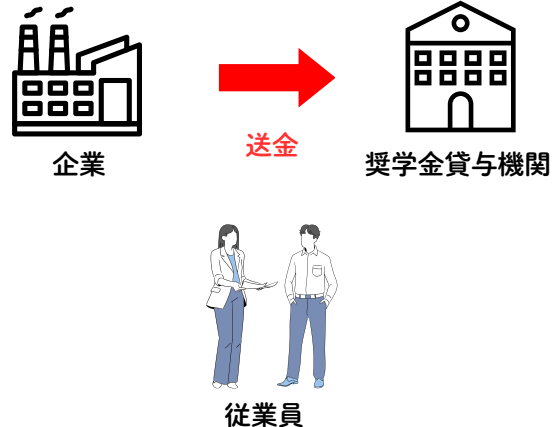
1. 手当支給（給与上乗せ）

企業が従業員に対し、給与や手当として奨学金返還分を直接支給する方法



2. 代理返還（直接送金）

企業が従業員に代わって、奨学金貸与機関へ直接、返還額を送金する方法



導入の目的・メリット

● 採用力の強化（人材確保）

「奨学金へのサポートがある企業」として、新卒・中途採用における大きなアピールポイントとなります。

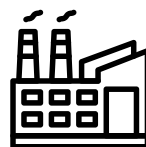
● 離職率の低下（定着支援）

経済的・心理的な安心感を提供することで、若手社員のエンゲージメントを高め、長期的な定着を促します。



対象の条件

✔ 対象企業



直方市内に事業所を持つ中小企業者で、市税の滞納等がないことが条件です。

✔ 対象従業員



市内の事業所に勤務する、雇用期間の定めのない正社員（奨学金返還中の方）が対象です。

「代理返還制度」を利用する場合の税制優遇等

企業等に対する税制優遇

1 【法人税】給与として損金算入が可能

企業等にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能です。

2 【法人税】賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能です。

返還者に対する税制優遇等

1 【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区別され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税になり得ます。
※返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

2 【社会保険料】標準報酬月額の対象外

代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象となりません。
※給与規定等で給与に代えて支払われている場合には、「報酬」に含まれます。

申請の流れ

01

申請書の提出

- 補助金交付申請書（市様式）
- 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届の写し等）
- 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（市様式）
- その他必要な書類（右下ホームページにまとめています）

02

交付決定

申請書受け付け後、2週間を目途に送付いたします。

03

補助事業の実施 （奨学金の返還支援）

手当支給 または 代理返還

04

実績報告書の提出

- 補助金実績報告書（市様式）
- 手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
もしくは
- 代理返還した月ごとの実績が分かる書類の写し
- 対象従業員の奨学金が返還されたことを証する書類

05

補助金の支払い

請求書受け付け後、1ヶ月以内を目途に振込いたします。

【お問い合わせ先】

直方市 産業建設部 商工観光課 工業振興係

〒822-8501

直方市殿町7番1号

☎ 0949-25-2159

✉ n-kogyo@city.nogata.lg.jp

直方市ホームページはコチラ

